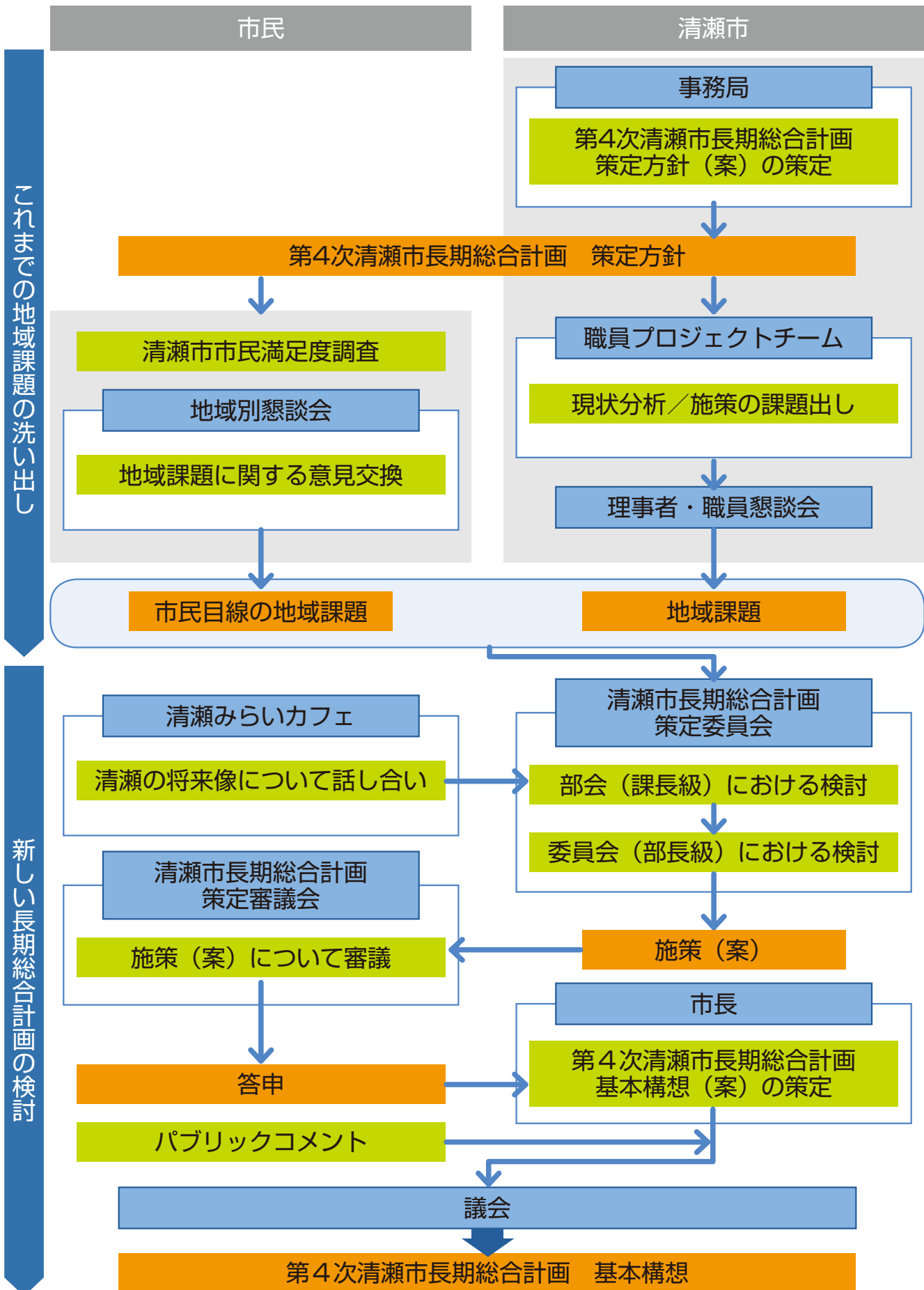




資料編

▶ 1 策定過程・策定体制（平成25年度～平成27年度）



平成25年度

- 職員プロジェクトチーム（平成25年4月～平成26年3月まで18回開催）
 - ・職員の有志により、プロジェクトチーム（若手を中心に29名）を結成
 - ・現状分析、施策の課題などを検討し、策定委員会に提案
- 清瀬市市民満足度調査（平成25年7月）
 - ・無作為抽出した約2,000名の清瀬市民を対象に、市の取り組みに対する満足度等の調査を実施
- 理事者・職員（入職10年目以下）懇談会（平成25年11月に2回開催）
 - ・「清瀬みらいカフェから市長・副市長と10年後を語ろう！」を開催
- 事務局による課題分析（平成25年12月～平成26年3月）
 - ・市の人口推計、財政分析、第3次清瀬市長期総合計画の検証等の課題分析を実施
- 清瀬市長期総合計画策定委員会（平成25年12月～平成26年3月まで委員会1回、5部会各2回開催）
 - ・委員会（副市長・部長級）により、各種調査結果や課題にもとづく政策レベルの議論
 - ・部会（課長級）により、各種調査結果や課題にもとづく施策・事業レベルの議論
- 地域別懇談会（平成26年2月）
 - ・南部・中部・北部の各地域で開催し、計26名の公募市民による地域課題の話し合い

平成26年度

- 事務局による課題分析（平成26年4月～平成26年6月）
 - ・社会統計分析、市長・副市長・教育長インタビューにより市政の課題・方向性を整理
- 職員プロジェクトチーム（平成26年4月～平成26年7月まで4回開催）
 - ・清瀬市の将来像に関する話し合いを実施し、策定委員会に提案
- 清瀬市長期総合計画策定委員会（平成26年4月～平成26年10月まで委員会9回、5部会各3回開催）
 - ・委員会（副市長・部長級）により、基本構想に関する政策レベルの議論
 - ・部会（課長級）により、基本構想に関する施策・事業レベルの議論
- 清瀬みらいカフェ（平成26年6月に1回開催）
 - ・無作為抽出した約2,500名の清瀬市民のうち、参加を希望された81名の方々と、市の将来像・めざす姿について「ワールドカフェ」形式での話し合い
- 清瀬市長期総合計画策定審議会（平成26年7月～平成27年3月まで11回開催）
 - ・公募市民や各団体代表者、有識者など、計25名により、基本構想（案）について審議
- 小学生が描いた「10年後の清瀬」展示会（平成26年12月）
 - ・清瀬市内の小学生による「10年後の清瀬」をテーマとした絵やメッセージを生涯学習センターにて展示
 - ・清瀬市長及び教育長からの感謝状贈呈式の実施
- 清瀬みらいカフェ展示会（平成26年12月～平成27年1月）
 - ・「清瀬みらいカフェ」に関する展示会の実施

平成27年度

- パブリックコメント（平成27年6月～平成27年7月）
- 清瀬市議会での議決（平成27年9月）
- 実行計画の策定（平成27年4月～平成28年3月）
 - ・基本構想を踏まえた具体的な施策・事業を描く実行計画を検討・策定

▶ 2 清瀬市長期総合計画策定審議会条例

昭和47年7月6日条例第15号

改正

昭和51年10月1日条例第28号

平成6年9月30日条例第21号

平成19年12月27日条例第33号

(設置)

第1条 清瀬市長期総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、清瀬市長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 教育委員会委員

(2) 農業委員会委員

(3) 学識経験を有する者

(4) 一般公募による市民

(5) その他市民のうちから市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、少数意見を答申に付記するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会の意見を聞き、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月1日条例第28号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第21号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第33号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

▶ 3 清瀬市長期総合計画策定審議会検討経過

日程	主な審議事項など
第1回 平成26年7月14日	諮問、会長・副会長選任、審議会の進め方・計画策定について
第2回 平成26年8月7日	市の現状について
第3回 平成26年8月20日	市の現状について、まちづくりの基本目標について
第4回 平成26年9月29日	市の現状について、まちづくりの基本目標について
第5回 平成26年10月22日	施策（「暮らし」の分野）の方向性の検討について
第6回 平成26年11月6日	施策（「支え合い」の分野）の方向性の検討について
第7回 平成26年11月19日	施策（「人づくり」の分野）の方向性の検討について
第8回 平成26年12月17日	施策（「基盤づくり」の分野）の方向性の検討について
第9回 平成27年1月14日	施策（「しくみづくり」の分野）の方向性の検討について
第10回 平成27年2月16日	まちづくりの基本理念・将来像、答申（案）の検討について
第11回 平成27年3月17日	答申（案）の検討について

▶ 4 清瀬市長期総合計画策定審議会委員名簿

氏名	区分
赤川 都	一般公募による市民
浅見 良子	市長が必要と認める者（清瀬市防災会議 委員）
池田 正雄	市長が必要と認める者（清瀬市都市計画審議会 職務代理）
石井 一行	学識経験を有する者（明治薬科大学薬学部 教授）
○ 岩野 正史	学識経験を有する者（国立看護大学校看護学部 教授）
小俣 みどり	市長が必要と認める者 （特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ 理事長）
木村 敏夫	一般公募による市民
胡桃 則武	市長が必要と認める者（清瀬市文化財保護審議会 委員）
小糸 勇一	一般公募による市民
小林 一義	一般公募による市民
瀧澤 春子	一般公募による市民
田中 宏	市長が必要と認める者（清瀬商工会 会長）
中西 宣長	一般公募による市民
新田 斉	一般公募による市民
根岸 静代	一般公募による市民
長谷川 豊一	市長が必要と認める者（清瀬市民生委員・児童委員協議会 委員）
菱沼 幹男	学識経験を有する者（日本社会事業大学社会福祉学部 准教授）
◎ 星野 泉	学識経験を有する者（明治大学政治経済学部 教授）
星野 孝彦	市長が必要と認める者（清瀬市社会福祉協議会 事務局次長）
堀田 和宏	市長が必要と認める者 （清瀬青年会議所 事務局長兼財務担当理事）
松村 重樹	清瀬市教育委員会 委員長
松本 陽子	一般公募による市民
村野 政光	清瀬市農業委員会 委員
矢澤 洋子	市長が必要と認める者（清瀬市社会教育委員 議長）
吉岡 袈裟喜	一般公募による市民

※敬称略・五十音順

※会長：◎、副会長：○

※区分内の所属等は平成26年度当時のものです。

▶ 5 清瀬みらいカフェ

清瀬市民が抱く、清瀬市の魅力や、将来の清瀬市に対する想いや願いを、さまざまな方々との交流・意見交換を通じて挙げてもらう場を設定し、第4次清瀬市長期総合計画における基本構想の策定につなげることを目的として、平成26（2014）年6月22日（日）、清瀬駅前のアミューホールにおいて、「清瀬みらいカフェ」を開催しました。

住民基本台帳から無作為に選ばれた2,500名の清瀬市民のなかから、81名の方が参加し、さまざまな想い、アイデアを頂きました。

清瀬みらいカフェは、市民参画の手法である「ワールドカフェ」を参考として開催しました。「ワールドカフェ」とは、話し合いの場において、カフェテーブルのような小グループに分け、度々メンバー交換をすること（ラウンド制）により、参加者全員が知識や考えを共有でき、多様な意見の創出が期待される手法です。

清瀬みらいカフェの進め方

①カフェのようにつろいだ雰囲気

- ・創造的なアイデアは、会議室のなかではなく、オープンに会話ができるカフェのような場所こそ生まれると言われている。
- ・そこで、カフェでくつろいでいるような雰囲気のなか、テーマに集中した対話を行う。



- ▶くつろいだ雰囲気のなかで、創造的なアイデアが創出しやすくなる。

④付せんによる意見の整理

- ・参加者が最も重要と考えるアイデアを大きな付せん（ポストイット）に書き出し、模造紙に貼り出す。
- ・参加者全員が模造紙の前に集まり、ファシリテーターが手伝いながら、付せ进行分类・整理する。



- ▶全員の意見を整理することで、意見集約につなげることができる。

②思いついたことを自由に記載

- ・模造紙を用意し、会話をしながら自由にアイデアを記載する（発表しないため綺麗に書く必要はない）。
- ・ラウンドが移れば、新しくそのテーブルに来た人は、会話し、既にかかれている内容を確認しながら、自分のアイデアを追記していく。



- ▶他者の意見を理解できるとともに、新しい意見を創出しやすくなる。

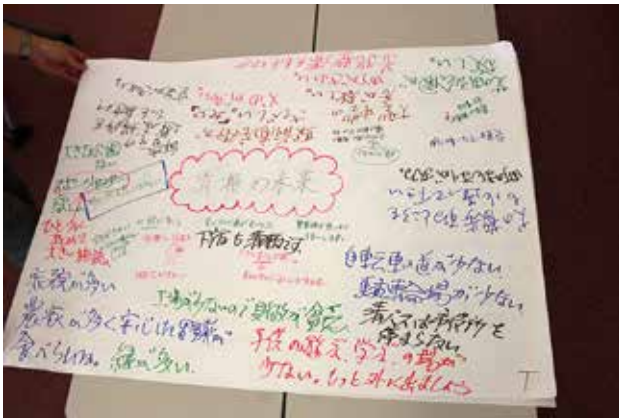
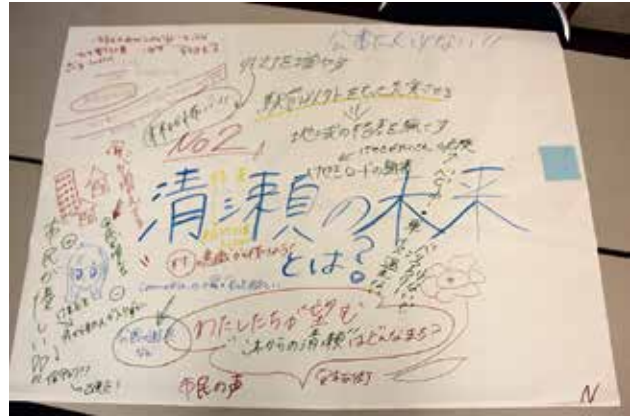
③ラウンドごとにメンバー交換

- ・4～5人1グループで決められたテーマについて話し合う。1ラウンド20～25分程度で数ラウンド行う。
- ・ラウンドごとにホスト役一人を残してそれ以外のメンバーを交換し、新たなテーマについて話し合う。



- ▶参加者全員で話し合っているような効果が生まれる。

さまざまな想いが描かれた各グループの模造紙（一部）



挙げられた意見・アイデア（一部）

誰もが住みやすいまち

- ・町中の人々が幸せに住めるまちにしたい
- ・清瀬らしい、すべてが幸せに暮らせますように
- ・子どもから高齢者まで安心して暮らしていける街（職場に保育所を併設、地元で働ける）
- ・老人と子どもの共生する健康で生き生きする町！

若者が住みやすいまち

- ・若い世代が生活しやすいまち（子育て支援等で若い世代の定住化、清瀬の自然等の良さとの共存すること！）
- ・若い人たちが住みやすい街になるように今あるハコモノで利用していないものを産業に再利用して財源にして今残っている緑を大切に！
- ・若者の居場所としておしゃれな店等の整備

清瀬のアピール

- ・知名度を上げて人口を増加、観光客を呼び税金を増やす政策が必要
- ・昔からの良い物を残しつつ観光資源としてPRする
- ・どの年代・他地域から来た人にも魅力を感じられるまちにしたい
- ・既存の自然を守り、東京らしくない東京を全国にアピールし、終の住処になるような街を目指す

産業振興

- ・農業を守る、参加する
- ・清瀬の「特産品」をもっと推進する（美味しいのにもったいない！）
- ・高齢者が将来も安全に暮らせ商業も活発化させ若者も呼び込めるまち
- ・仕事をやるまち（これからの日本での重要なテーマであり清瀬がそれを行うに最もふさわしく思います）

▶ 6 小学生が描いた「10年後の清瀬」

第4次長期総合計画を策定するにあたり、将来を展望する機運を高めるために、清瀬市内の小学生たちに「10年後の清瀬」をテーマとした絵、メッセージを募集し、35名の小学生からご応募頂きました。

また、平成26（2014）年12月10日から18日までの間、清瀬駅前の生涯学習センター 5階に展示しました。



のぐちまお
野口茉桜さん 清瀬第三小学校3年2組



ごとうこうすけ
後藤宏輔さん 清瀬第三小学校3年2組



そがみゆか
曾我実由佳さん 清瀬第三小学校3年2組



みやざわだいち
宮澤大地さん 清瀬第三小学校3年2組

※応募頂いた作品は、本ページの他に基本構想の本編にも掲載しています。





やまざき さよ
山崎彩世さん 清瀬第三小学校 3年2組



かの
菅野こころさん 清瀬第六小学校 3年1組



こばやしけん たろう
小林 健太郎さん 清瀬第六小学校 4年3組



もとまつとも き
本松知樹さん 清瀬第十小学校 3年1組



たかはし みゆう
高橋美優さん 清瀬第十小学校 4年1組



さいとうあゆみ
斉藤歩さん 清明小学校 5年1組

※学年学級等は平成26年度当時のものです。



第4次清瀬市長期総合計画

(平成28年度～平成37年度)

発行：平成28年3月

発行者：清瀬市

編集：清瀬市 企画部 企画課

〒204-8511 東京都清瀬市中里5丁目842番地

電話 042-492-5111 (代表)

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>



Special thanks

庄村 勝男 写真撮影・提供

(扉,P.6,16,43,54,61,68,69,70,74,75,98,103,表3に掲載)

未来を想像、清瀬を創造

